

朝霞市選管告示第22号

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年3月6日

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市選挙管理委員会規程（昭和39年朝霞市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項並びに第22条第5項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。